The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	曲水宴考証
Author(s)	滝川, 幸司
Citation	詞林. 2006, 39, p. 1-23
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67546
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

曲水宴考証

滝川　幸司

はじめに

現在でも城南宮などで行われる曲水宴は、平安貴族の行事を代表するものとしてとらえられているといってよかろう。曲水宴は、周知のように中国に由来し、現在では和歌会が主となっているが、奈良・平安朝においては、漢詩を詠むのが通例であった。また、三月三日は節日であり、天皇主催で行われる曲水宴は、節会としての性質も持っていた。私は、これまでに平安前期の宮廷詩宴、殊に〈公宴〉ついて考察を加えてきたが、本稿では曲水宴を取り上げる。宮廷詩宴としての曲水宴である。[1]

前稿[2]などで述べたように、平安朝の宮廷詩宴は〈公宴〉と〈密宴〉に区別される。曲水宴もこの視点で検討すべき点が残されており、また、儀式次第そのものにも問題がある。但し、奈良朝についてはいくつかの専論も備わり、私の興味の中心も平安朝の宮廷詩宴にあるので、奈良朝以前はそれらに譲り、平安朝における曲水宴の性質、儀式次第等を述べる。

一、節会としての曲水宴

大同三年二月二十九日、平城天皇は詔を下した。

平城天皇大同三年二月辛巳（廿九）。詔して曰はく、朕孝誠闕くる有り、親に奉ずるに従ふ無し。橋山心を崩して、遺剣を仰ぐも已に遠く、穀林恨を茹きて、遊冠を望むも何ぞ及ばん。況復や春風樹を動し、蓼思を終天に結び、秋露叢を霑し、棘心を畢地に貫くをや。夫れ三月は、先皇帝及び皇太后登遐の月也。感慕に在りて、最も堪へざるに似たり。三日の節、宜しく停廃に従ふべし。

（『類聚国史』巻七十三・歳事四・三月三日）

亡き父桓武・母藤原乙牟漏を慕う心情を述べつつ、三月がその父母の崩御の月であることから、三月三日節の停止を命じた詔である。「三月の節」と記されるように、三月三日は節日であった。節日のこの日に行われたのが、所謂曲水宴である。

我が国の曲水宴は、既に知られるように、顕宗天皇元年三

月三日が嚆矢とされている。以降、殊に持統朝以後定期的に開かれるようになる。その間の事情について、倉林正次は次のように述べる。[3]

わが国の曲水宴のはじまりはこの時（引用者注　顕宗天皇元年三月三日）にあると普通説かれる。……しかし、他の宮廷儀礼の成立経緯から考えて、顕宗天皇の御代に曲水宴が、儀礼として成立していたということは推測できない。この外来の儀礼の公儀としての成立は、やはり後のものであろうと思われる。

推古天皇二十八年三月に聖徳太子の奏上により、上巳の行事が行なわれ、大臣以下曲水宴にあずかり、賦詩の試みもあったと伝える（聖徳太子伝暦）。持統天皇五年三月甲戌（三日）に「宴二公卿於西庁一」（日本書紀）とあるのも、上巳関連の宴とみることができよう。次の文徳天皇朝には、類聚国史に掲げる如く三月三日宴が考えられるので、持統天皇朝のころに、この行事の成立がみられるとするのは、他の儀礼との関係からも考えられないことではない。……曲水宴に関する記載は文武朝から一足飛びに聖武天皇の神亀年代に飛び、元明・元正両朝には見えないが、作者（引用者注、山田三方、背奈行文）の年代から推して、この両詩（引用者注、懐風藻所載山田三方、背奈行文の曲水宴詩）などあるいは、養老年間頃の三日宴の存在を暗示するといえないこともない。聖武朝には度繁く三日宴が催されているので、神亀年間のいつかの宴における応詔詩とみる方が妥当であるかもしれない。……（聖武朝の三日宴について）この頃になるとその記載の上からも宴の模様の整った様子が推測される。その後宴の催しの見えないのは、恭仁・紫香楽への遷都問題などで政情混雑していたために行なわれなかったのであろう。

……（淳仁、称徳朝の三日宴を述べ）光仁天皇朝にも三日宴の例は多い。……賜宴がもたれ、文人を召して曲水の詩が賦せしめられた。

奈良朝までの曲水宴については、倉林論に特に異論はない。聖武朝辺りで儀礼が整えられ、賦詩もこの頃から通例になったと考えられる。

なお、三月三日は節日であるが、節日条の規定は浄御原令であるとされる。[4] 賦詩がその頃から行われていたか否かは未詳である。曲水宴については、流盃が自分の前に来るまでに詩歌を作る行事と一般に理解されている。その通りなら、曲水宴には必ず賦詩（詠歌）を伴うことになるが、この理解には疑問もある。曲水宴とは「環曲した人工の流水に酒盃を浮かべる宴」[5]であって、基本的には盃（＝羽觴）を流し酒を飲む宴であるから、賦詩を伴う必然性はない。倉林の指摘するように、賦詩が記されるのは聖武朝辺からなので、この頃から賦詩を伴うようになったと、ひとまずは理解する。なお、

流盃と賦詩の関係については後述する。

さて、光仁朝に続く桓武朝も曲水宴が開かれる。資料を摘記して掲げる。

延暦3「五位已上に宴す。文人をして曲水を賦せしむ」（『続日本紀』）

延暦4「嶋院に御す。五位已上に宴す。文人を召して曲水を賦せしむ」（同前）

延暦6「五已上に内裏に宴す。文人を召して曲水を賦せしむ」（同前）

延暦9「節宴を停む。凶服忌を除すと雖も序未だ周らざるを以て也」（同前）

延暦11「南園に幸す。禊飲。群臣に命じて詩を賦せしむ」（『類聚国史』巻七十三・歳事四・三月三日）

延暦12「南園に禊す。文人をして詩を賦せしむ」（同前）

延暦13「南園に宴す」（同前）

延暦15「侍臣に宴す」（同前）

延暦16「侍臣に宴す。楽を奏す」（『日本後紀』）

延暦17「五位已上に宴す。文人に命じて詩を賦せしむ」（『類聚国史』巻七十三・歳時四・三月三日）

延暦23「次侍従以上に宴す。文人に命じて詩を賦せしむ」（『日本後紀』）

以上が桓武朝の曲水宴である。延暦九年は停止であるが、かなりの頻度で行われている。延暦十三年以後、詩宴か否か不明な例が増えるが、平安遷都直後という事情を考えるべきなのであろう。桓武朝ではほぼ例年開かれているといってよい。

なお、『凌雲集』に載る以下の例も、作者の時期及び平城朝の曲水宴廃絶によって、桓武朝の作と考えられる。

36三月三日侍宴応詔　賀陽豊年
37～39三月三日侍宴応詔三首　賀陽豊年
79三月三日侍宴神泉苑、応詔　高丘弟越

ところで、宮廷詩宴という視点から見ると、桓武朝は曲水宴に偏った時代でもあった。上記曲水宴以外の詩宴は、桓武朝においてはほとんど見えず[6]、曲水宴だけが突出しているのである。このことは、桓武が詩作に対してあまり興趣を抱いていない証左でもある。曲水宴は節会であって、政事の一環として格別な理由がない限り開かれなければならない行事だからである。しかし、その曲水の節会も、前掲大同三年の詔によって停止されることになるのである。

二、再興される曲水宴―宇多朝における―

三月三日節は平城朝大同三年に停止されるが、その後、宇多朝寛平二年に至って曲水宴が開かれる[7]。問題は、これが平城朝に廃絶された節会の復興であったか否かである。宮廷詩宴には〈公宴〉〈密宴〉の二種類が存し、〈公宴〉は政事の一環としてあり、〈密宴〉は天皇の私的意志によって開かれ、

文芸性・遊戯性を持つ。この二種の性格は大きく異なるのである。曲水宴は節会であったのだから、停止以前は〈公宴〉である。宇多朝の曲水宴が〈公宴〉なのか〈密宴〉なのかを検証しなければならない。

山中裕[8]は「嵯峨天皇は、文人的な性格から、特に年中行事に関心が深く、曲水宴をはじめ平城天皇が廃止された行事をただちに復活されたことは第一章に述べたごとくである」というが、嵯峨が曲水宴を復興した事実はなく、山中の著書の第一章においても他の行事の復活は指摘されてはいるが、曲水宴に言及はない。戸川点[9]は「曲水宴がいつ復活したかはっきりしないが、寛平二年（八九〇）宇多天皇により曲水宴が催されており、これにより復旧されたものと思われる」というが、節会としての復旧なのかどうかについては指摘がない。

この辺りについても、倉林の論がもっとも私見に近い。

その後、曲水宴は長く復旧を見ず、八十年余を隔てた宇多天皇の寛平二年（八九〇）にいたって、はじめて史実として現われてくる。……しかし、宮廷年中行事として、節会的性格をもって復興を見たのではない。弘仁儀式制定に当たっても、それは五月五日節などと同等の待遇は与えられずにしまったのである。七日節や五月五日節などに比較して、この三日節が朝儀として成立を見る上に、儀礼的にその性格が希薄であったとは思われない。宮廷行事として復興をみても、それは多分に曲宴的な臨時儀礼的要素を有していたとみられる。

倉林は、「節会的性格をもって復興を見たのではない」という。弘仁儀式に五月節会と同等の待遇が与えられていないことを根拠としている。また、再興された曲水宴の性格として「臨時儀礼的」ともいう。これは私にいう〈密宴〉の性格である。[10]

倉林の結論はほぼ首肯できるのであるが、別の側面からこの間の事情を探ってみよう。その上で、再興された曲水宴の、平安朝における様相を辿っていく。倉林の論稿にも平安朝における変遷は述べられているが、不備もあり、また紹介に終わっている面もあるので、今少し詳細に見ていく必要もある。

まず問題の寛平二年の曲水宴である。『寛平御記』（『年中行事抄』三月三日所引）、『日本紀略』同日条に記録が残る。

寛平御記に云はく、二年三月三日。御燈の事に依りて、諸司廃務。太政大臣（基経）参入し、終日宴飲の事あり。子の時詩興有り。其の題、三月三日雅院に於て侍臣に曲水の飲を賜ふ。文人を召さる。前讃岐守菅原朝臣〈北野〉、典薬頭島田忠臣等、殿上の蔵人の文に堪ふる者、其の中に相ひ交る。

（『年中行事抄』三月三日）

太政大臣（基経）殿上に於て飲宴を命ず。三月三日雅院に於て侍臣に曲水の飲を賜ふの詩を賦せしむ矣。参議橘朝臣広相序を作る。

（『日本紀略』寛平二年三月三日）

この曲水宴は「雅院」で開かれている。雅院は「東宮の東、

東前坊の区画」にあり、「東宮に付属する別邸的機能をもつ施設」で、「東宮居住者の遊宴」等に充てられていた。[11] 宇多は、即位後仁和三年八月二十七日から、寛平三年二月十九日に清涼殿に遷御するまで東宮を常の御在所としていた（以上『日本紀略』）。従って、付属施設と目される雅院で行われた曲水宴は、私的な性質を持っていたと推測できる。

『御記』によれば、当日は「御燈の事」によって廃務であった。「御燈」とは、「原則として毎年三月三日と九月三日に天皇が潔斎して燃燈を献上」する儀式である。[12]『西宮記』（恒例第二・三月・三日御燈）によれば、

三日大裏潔斎なり。宮主御卜を奉る。不浄の由を申せば、御燈を奉らるべからず〈子日御卜を奉らず〉。御禊常の如し。不浄無き時、内蔵寮御燈を霊厳寺に奉る〈仁和以往、円成寺に奉る〉。官人事由を申し、魚味を供す。三日官奏無し。

とあって、「大裏（天皇）は三日間潔斎し、宮主の御卜の結果、不浄の由が出れば、御燈の奉献は停止された。ただし、御禊は常の如くであった。不浄なき時は、内蔵寮に付して御燈を霊厳寺に奉った。……御燈の奉献が終わり、宮主がその由を申し上げたのち、天皇に魚味が供せられた。[13]」。『西宮記』に「三日官奏無し」とあり、『御記』に「諸司廃務」とあるように、この日は公事が行われないのである。寛平二年の曲水宴はこの後に行われたのであった。この点からも、節会としての開催ではないことは明らかである。

『西宮記』の儀式文でも分かるように天皇は潔斎しているのであるが、『御記』によれば、太政大臣基経が参入し、「終日宴飲の事」となっている。潔斎せねばならないのに宴飲が行われるのは問題があるように思うが、御燈と宴飲の関係については明解を得ていない。但し、『西宮記』には前掲文に続けて、「天暦諒闇、御禊無し。殿上酒肴有り」とある。この文章は、本来は御禊と酒肴が一連の行事としてあったことを前提にしているようにも考えられる。それならば寛平二年の「終日宴飲の事」は、この「殿上酒肴」に当たると解釈することも可能である。なお、『紀略』では、基経が宴飲を命じたことになっているが、後掲する菅原道真らの作に「応制」とあることから推して、この宴飲は宇多の命によると考えるべきであろう。

『御記』によれば、「子の時詩興有り」ということだから（寅刻以前なので三日ということだろう）、夜中である。この書き方からすると、興があって急遽詩宴が設けられたようにも読めるが、この宴飲が推測した通り殿上の宴飲であったとすれば、菅原道真や島田忠臣は参加できないはずである。道真は翌年三月九日に式部少輔に任じられるまで散位であり、「予州秩已に満ち、符を被ぶりて京に在り。分付の間、朝士に接さず」（「書懐奉呈諸詩友」『菅家文草』巻四・327詩題注）とあって、「朝士」に会えないという。従って殿上の宴飲に参

加できるとは考えにくい。忠臣はその身分から難しかろう。つまり、殿上の宴飲に参加できないこの二人が文人として召されているのは、前もって詩宴があることが伝えられていたことを示していると考えられる。また、「分付の間」の道真が召されている点は、宇多の意志をも示していよう。なお、道真・忠臣以外の文人は、殿上の蔵人及び参議広相であり、殿上の宴飲に参加していたと考えられる。

つまり、殿上人とはいえない道真らが文人として召されている点から、この曲水宴は、これ以前にある程度計画されていたと考えられるが、「諸司廃務」という記述がある以上、あくまで、〈密宴〉としてであって、節会として開催されたのではないのである。

この曲水宴には、道真、忠臣の作が残る。

三月三日於雅院賜侍臣曲水之飲応製　菅原道真

擲度風光臥海浜　風光を擲度し海浜に臥せり
可憐今日遇佳辰　憐れぶべし今日佳辰に遇ふことを
近臨桂殿廻流水　近く臨む桂殿廻流の水
遙想蘭亭晩景春　遙に想ふ蘭亭晩景の春
仙盞追来花錦乱　仙盞追ひ来りて花錦乱る
御簾巻却月鈎新　御簾巻却して月鈎新たなり
四時不廃歌王沢　四時王沢を歌ふことを廃めじ
長断詩臣作外臣　長く詩臣の外臣と作ることを断たん

（『菅家文草』巻四・324）

首聯は、讃岐にいた自分が京都へ戻ってきて、この「佳辰」に会うことを喜ぶ。頷聯、頸聯が曲水宴の描写である。第三句の「桂殿」は殿舎の美称。ここは雅院をいう。「廻流」は、その雅院に流れる御溝水をいうのだろう。「曲水」に同じ。『初学記』（三月三日）の事対に「曲水　廻流」と見える。羽觴を浮かべて流す雅院の水の流れを詠む。第四句は、その光景を見て、かの蘭亭の景を想起するのである。頸聯では、花の映る水面を波立たせながら流れる盃、御簾を巻き上げて月を見る様子を描く。

雅院に川が流れているのではなく、庭をめぐる御溝水[14]を曲水に見立てて盃を流し、曲水宴とした様子が窺われる。

次は忠臣の詩である。

三月三日於雅院賜侍臣曲水之飲応製　島田忠臣

大皇歳久廃良辰　大皇歳久しく良辰を廃す
聖主初臨元巳新　聖主初めて臨みて元巳新たなり
宮水自流為曲洛　宮水自ら流れて曲洛と為る
内臣便引作嘉賓　内臣便ち引きて嘉賓と作る
提壺鳥舌催呼酒　壺を提ぐる鳥舌は催して酒を呼ぶ
帯綬花心笑向人　綬を帯ぶる花心笑みて人に向かふ
荘叟莫嫌漆園吏　荘叟嫌ふこと莫かれ漆園の吏たるを

〈昔荘漆園、今臣漆園。故有比之〉

〈昔荘漆園に漆し、今臣薬園に漆す。故に之に比する有り〉

明時還侍泛觴春　明時還た侍らん觴を泛ぶる春に

（『田氏家集』巻下・148）

首聯に、廃されていた「良辰」がようやく再興されたことを詠む。節会が停止されたために曲水宴が開かれなくなったこと、その曲水宴が久しぶりに開かれたことを指すが、厳密にいえば、節会としてではなく〈密宴〉としての曲水宴である。第三句に「宮水が自ら曲洛と為る」というのは、雅院の御溝水を曲水とした様子である。道真の詩にいう「廻流の水」に当たる。結句に「觴を泛ぶる春」とあって、流盃を行ったことが確認できる。

以上述べて来たように、この曲水宴は、三月三日の詩宴としては復興といえるかもしれないが、その形式は〈密宴〉である。参加者が殿上人などから選ばれていることもそれを示している。文人として、道真、忠臣が召されているので、何がしか前触れはあったかもしれないが、その他の文人が殿上人であるのは、手近なところから選んだともいえよう。[15]

宇多朝の曲水宴の復興は、あくまで〈密宴〉としての復興である。以下、これ以後の曲水宴を見ていこう。

○寛平三年三月三日

七言上巳対雨翫花応製一首　島田忠臣

暗来暗去到清明　暗に来り暗に去り清明に到る
上巳春光費眼精　上巳の春光眼精を費す
禁樹花痕微雨脚　禁樹の花痕雨脚微かなり
宮溝水剤少雷声　宮溝の水剤雷声少し
臥槐欲起添膏液　臥槐起きんとして膏液を添ふ
寒草応蘇見挺生　寒草応に蘇るべく挺生を見る
此夕更知皇沢遠　此の夕更に知る皇沢の遠きことを
迎朝定出薬園行　朝を迎へなば定めて出でて薬園に行かん

（『田氏家集』巻下・165）

上巳日対雨翫花応製　菅原道真

暮春尤物雨中花　暮春の尤物雨中の花
何況流觴醉眼斜　何ぞ況んや流觴醉眼に斜めなるをや
蜀錦霑波依晩岸　蜀錦波に霑れて晩岸に依る
呉娃点汗立晴沙　呉娃汗を点けて晴沙に立つ
且憐有清香猶襲　且つ憐れぶ清香の猶ほ襲ふこと有るを
偏愛無塵色更加　偏へに愛す塵無くして色の更に加はることを
温樹莫知多又少　温樹知ること莫し多く又少きを
応言夢到上仙家　応に言ふべし夢に到りて仙家に上ると

（『菅家文草』巻五・340）

これらは寛平三年の作と考えられる。ともに詩題に「上巳」と記すが、道真詩に「流觴」とあることから、三月三日と見てよいであろう。[16]『菅家文草』巻五・338詩の自注に「此れ自り以下三首、散位の初、昇殿を聴されし作」とあり、「散位の初」とあるので、寛平三年三月九日の任式部少輔以前の作となる。道真が散位になったのは、讃岐から帰洛した

寛平二年以来で、339が詩題に「十月廿一日、禁中初雪、応製」とあって寛平二年の冬であろうから、この曲水宴詩は寛平三年三月三日の制作と推測できるのである。

忠臣詩にいう「宮溝」は、清涼殿の御溝水であろう。前年の曲水宴は東宮雅院で行われたが、それは宇多が東宮を常の御在所としていたからであった。宇多は、寛平三年二月十九日に清涼殿に遷御しており、前年の曲水宴が常の御在所である東宮の雅院で開かれたことを考慮すれば、同じく常の御在所である清涼殿でこの年の曲水宴も開かれたと考えることができるからである。

この二首を見ると、道真詩に「流觴」の措辞が見えるから、「宮溝」に「觴」を「流」したことが推測できるが、それ以外に曲水に関わる措辞は見えない。殊に忠臣詩は、『田氏家集注』(和泉書院)にも指摘するように、典薬頭として薬物に関わる語彙が多く使われている。[17] 道真の詩にしても、首聯に曲水の光景を詠むが、詩の内容のほとんどは詩題に即して雨に濡れた花を詠んでいる。

○寛平四年三月三日

詩人に勅して、花の時天酔へるに似たりの詩を賦せしむ。

(『日本紀略』寛平三年三月三日)

『日本紀略』では寛平三年とするが、甲田利雄[18]の考証に従って寛平四年とする。

この時の作品も、道真・忠臣に見え、道真は詩序も残している。

三月三日同賦花時天似酔応製〈并序〉　菅原道真

春の暮月、月の三朝、天花に酔ひ、桃李盛也。我君一日の沢、万機の余、曲水遙かなりと雖も、遺塵絶えたりと雖も、巴字を書きて地勢を知り、魏文を思ひて以て風流を翫ぶ。蓋し志の之く所ならん。謹みて小序を上ると爾云ふ。

三日春酣思曲水　三日春酣にして曲水を思ふ
彼蒼温克被花催　彼蒼温克花に催さる
煙霞遠近応同戸　煙霞遠近応に同戸なるべし
桃李浅深似勧盃　桃李浅深盃を勧むるに似たり
乗酔和音風口緩　酔に乗じて和音風口緩び
銷憂晩景月眉開　憂を銷して晩景月眉開く
帝堯姑射華顔少　帝堯姑射華顔少し
不用紅匀上面来　用ひず紅の匀[にほ]ひを面に上りて来るを

(『菅家文草』巻五・342)

七言三日同賦花時天似酔応製一首　島田忠臣

春風何処不開花　春風何処か花を開かざる
万井皆紅映九霞　万井皆紅にして九霞に映ず
歩暦艱難如酩酊　暦を歩むに艱難するは酩酊するが如し
廻杓指顧似婆娑　杓を廻らして指顧するは婆娑に似たり
星拝宿酒投銀榼　星は宿酒を拝して銀榼を投ぐ
雲出酏顔破碧紗　雲は酏顔を出して碧紗を破る

此日絳霄陪曲水　此の日絳霄曲水に陪す
来時疑是乗浮査　来る時疑ふらくは是れ浮査に乗るかと
（『田氏家集』巻下・171）

詩序では、「曲水遙かなりと雖も、遺塵絶えたりと雖も、巴字を書きて地勢を知り、魏文を思ひて以て風流を翫ぶ」と、宇多が曲水宴を開く理由を書いている。ここでいう「曲水」は、曲水宴そのものを指すというよりも、元来の曲がりくねった川を指すであろう。

この二首は、ともに「曲水」という言葉以外曲水宴を思わせる措辞はない。

○寛平七年三月三日

天皇神泉苑に幸す。臨みて池水を覧、鸕鷀をして遊魚を喫せしめ、騎射走馬を観る

（『日本紀略』寛平七年三月三日）

神泉苑三日宴同賦煙花曲水紅応製　菅原道真

水上煙花表裏紅　水上煙花表裏紅なり
流盃欲把醉顔同　流盃把らんとして醉顔同じ
動枝動浪皆応惜　枝を動かし浪を動かし皆応に惜しかるべし
所以慇懃恐暮風　所以に慇懃に暮風を恐る
（『菅家文草』巻五・383）

『日本紀略』の記事だけでは曲水宴が開かれたかは不明だが、『菅家文草』の詩題に「神泉苑三日宴」とあり、「流盃」という曲水宴を想起させる措辞があるので、神泉苑で曲水宴が開かれたと推測される。[19]

なお、『紀略』によれば、騎射走馬が行われている。この点について、倉林は、

三日宴に射儀の催された例は、時代は降るが、村上天皇は康保三年（九六六）の曲水宴の後、射場に出御、親王公卿以下に弓射を試みさせている（日本紀略）。唐において九月九日と共に三月三日に大射を行なっており、そうした大陸儀礼の影響が、こうした事例の上に偶々あらわれているのかもしれない。

と述べる。首肯しうるが、道真の詩には、馬、弓のことは一切触れられてない。詩題に三日宴とあるので、曲水に重点が置かれたのではあろうが、鵜飼、騎射、走馬と曲水宴は別途に行われた可能性もある。

以上、宇多朝に再興された曲水宴を見てきた。述べ来たったように、節会としてではなく〈密宴〉として催されたものであった。このことは、引用した詩の題に「侍宴」と記述されないことからも明らかである。[20]「侍宴」とは〈公宴〉の詩題に記される表現であった。また、詩文に「流觴」「曲水」などの措辞もあり、曲水宴の要素である、流盃は行われていたと考えられる。

三、宇多朝以後の曲水宴

宇多朝以後しばらく間隔が開き、村上朝に催されている。この事実も、曲水宴が恒例ではなく宇多の意志によって開かれた〈密宴〉であることを証していよう。

○天徳三年三月三日

内裏の穢に依りて、御燈停止。今日、曲水宴。御製、水紅桃色を映ず。

（『日本紀略』天徳三年三月三日）

穢によって御燈が停止になり、詩宴が開かれる。これが〈公宴〉であれば、それこそ停止されているであろう。〈密宴〉であるから開かれたのである。既に別稿[21]でも指摘したように、村上朝も〈密宴〉が頻繁に行われる時代であった。

○応和元年三月三日

御燈、廃務。御遊。題に云はく、花水桃源に落つ。

（『日本紀略』応和元年三月三日）

応和元年三月三日。釣殿に御す。觴を流水に泛べ、侍臣をして飲ましむ。公卿・侍臣詩を献ずと云々。

（『北山抄』巻三・拾遺雑抄上・花宴事）

御燈廃務の後、詩宴が行われている。形としては宇多朝寛平二年と同じである。『北山抄』によれば、「釣殿」に村上が御しているが、天徳四年の内裏焼亡によって、村上は冷泉院に遷っており、この釣殿は冷泉院のそれである。「觴」を水に流し侍臣に飲ませている。侍臣の座は水辺であったのだろう。

○応和二年三月三日

侍臣に命じて詩を献ぜしむ。題に云はく、仙桃岸を夾みて開く。

（『日本紀略』応和二年三月三日）

前年に村上は冷泉院から清涼殿に還御しており、これは清涼殿で開かれたと考えてよかろう。

○康保三年三月三日

康保三年三月三日御記に云はく、又倚子を東廂に立てて着座。左兵衛督源朝臣（兼明）・朝成朝臣等を召して、東簀子に候せしむ。次に御書所人等及び殿上の文人・蔵人所の文章生等を召す。仙花門自り入りて御溝辺の座に就く〈殿上人の座溝の西、自余溝の東〉。侍臣紙筆を給ふ。源朝臣に仰せて直幹を召す。直幹に題を献ぜしむと云々。了りて延光朝臣をして吾料の韻を探らしむ。即ち庭中の文台の下に到りて、二字を探る。雲進ノ二字ヲ奏す。次に源朝臣進みて韻を探る。内蔵酒肴を公卿已下に給ふ。即ち盃を溝水に流す。文人等これを飲む。暁（晩カ）楽所の人を召す。絃歌を奏せしむ。事了りて公卿に禄を給ふ。左少将成済（ママ）時見参を唱す。後日。侍臣・文人・楽人に禄を給ふと云々。

（『西宮記』恒例第二・三月・曲水）

康保三年三月三日。曲水宴有り。御祓訖りて、御倚子を東又庇に立つ。亦公卿に座を給ふ。臨時祭の儀の如し。

文人の座を御溝の辺に設く〈殿上人溝の西に在り、自余東に在り〉。式部大輔直幹及び殿上の文人・蔵人所の文章生・御書所学生已上、仙華門自り入り着座。探韻了りて、酒肴を公卿以下に賜ふ。即ち盃を溝水に流し、文人等をして飲ましむ。晩頭、楽所を召して絃哥を奏せしむ。講詩了りて、又管絃を奏す。即ち公卿に禄を給ふ。左少将成(ママ)済時見参を唱す。後日。侍臣・文人・楽所人に禄を給ふ。

（『北山抄』巻三・拾遺雑抄上・花宴事）

御燈を停む。曲水宴。詩題に云はく、春水桃花の浪。天皇射場に御す。親王公卿及び侍臣虎賁武者を召して試射せしむ。二人を以て滝口に寄す。

（『日本紀略』康保三年三月三日）

この年の曲水宴には、比較的詳細な資料が残る。『西宮記』『北山抄』とを組み合わせて次第を見ていく。『北山抄』では、天皇の倚子を東孫廂に立てる前に「御祓」が行われている。「由の祓」であろう。御燈において「燈火を奉る可否を宮主がトして「不吉」と出た場合に燈火奉献は中止され」るが、その時に行われるのが「由の祓」である。[22] その祓が終わって、天皇の倚子が清涼殿東孫廂に設けられる。そして、源兼明（上卿）、朝成以下の公卿に東簀子の座を給う。文人としては、式部大輔橘直幹、御書所及び殿上の文人、蔵人所の文章生が召され、清涼殿東庭南の仙華門から参入し、座に着く。文人の中で殿上人は御溝水の西に、それ以外は東に座す。この御溝水が曲水に見立てられているのである。紙筆が下され、上卿の兼明が直幹を召し、題を献上させる。探韻があり、終わって、公卿以下に酒肴を給う。盃を御溝水に流し、文人等がこれを飲む。文人のみが流盃を飲むのは、公卿は簀子に座し、そこで酒肴を賜っているからであろう。暁（あるいは晩）に楽所を召して絃歌。そして披講がなされる。終わって管絃を奏し、公卿に賜禄。文人・楽人等には後日賜禄となる。

『日本紀略』によれば、この後、射場において試射が行われているが、『西宮記』『北山抄』では記されておらず、別途の行事として意識されていたと思われる。

なおこの時の橘倚平の作が『和漢兼作集』（春下・343）に摘句されている。

村上朝に見える曲水宴は以上である。これらも宇多朝と同様御燈廃務と関わって開かれている点からも、〈密宴〉として行われていよう。

村上朝以後は、一条朝まで見えない。

○寛弘元年三月三日

広業朝臣来りて云はく、仰せて云はく、只今参るべしてへり。作文の事有り、と。即ち左衛門督（公任）と同車して参入。早朝東河に出でて祓。

（『御堂関白記』寛弘元年三月三日）

晩景内豎来りて告ぐらく、即ち参入せよ。作文有り。是より先、予ねて曲水宴を議す。而るに尚侍卅九日内に依りて止め

らる。今日序者匡衡朝臣。御書所同じく応製。題、花貌年々同じ。春を以て韻と為す。　（『権記』長保六年三月三日）

御燈。今日、御書所に於て詩会有り。題に云はく、花貌年々同じ。序者匡衡。　（『日本紀略』寛弘二年三月三日）

『日本紀略』の寛弘二年の記事は、詩題等が『権記』と一致することからも、寛弘元年の誤りであろう。[23] ここで注意すべきは『権記』の記事である。かねて曲水宴を議したが、尚侍（藤原綏子）の四十九日のために停止とされた。しかし、当日晩に内豎から告げられ、参内（この時新造内裏）、作文が行われたという。恐らく、曲水宴の中心である流盃を止め、詩会のみが行われたということであろう。[24]

この時の作品は、『江吏部集』に大江匡衡の詩序と詩が、『行成詩稿』に行成の詩が一聯残る。

七言三月三日同賦花貌年年同応製詩一首〈以春為韻并序〉　大江匡衡

夫れ三月三日の佳会其の来れるや尚し矣。周洛邑を城とし亀墨を問て権輿し、晋華林に集り鳳毫を染めて遊履する者也。我君万機の余閑、一日の栄宴を賜ふ。酺筵を花前に敷き、薫風を歌ひて調露を奏し、羽觴を水上に泛べ、恵沢を酌み恩波に酔ふ。……時に卿士詩を献じ、觴詠止まず。匡衡初め毛詩を以て侍読し、自ら御製の日新を喜ぶ。近くは尚書を以て徴に応じ、亦曲洛の風俗に感ず。慙づらくは鄙懐を抽き、謬りて都序を献ずることをと爾云ふ。謹みて序す

年年花下接親賓　年年花の下親賓に接す
花貌相同日日新　花貌相ひ同じく日日に新し
梅口准前開宿雪　梅口前に准じて宿雪を開き
柳眉仍旧継門塵　柳眉旧に仍りて門塵を継ぐ
装霞気色誰知老　霞を装ふ気色誰か老を知らん
養露光輝不忘春　露を養ふ光輝春を忘れず
洞裏仙遊歓楽久　洞裏の仙遊歓楽久し
花筵自作酔恩人　花筵自ら作る恩に酔ふ人
（『江吏部集』巻下・木）

花貌年々同
桃浦容輝寧改旧　桃浦の容輝寧ぞ旧を改めむ
杏園気色詎為新　杏園の気色詎ぞ新と為さん
（『行成詩稿』）

問題となるのは、匡衡の詩序に「羽觴を水上に泛べ、恵沢を酌み恩波に酔ふ」とあって、流盃が記されていることである。しかし、前述したように『権記』によれば、流盃は停止されたらしいのである。にも拘わらず流盃が記された理由はいくつか考えられる。詩序は兼ねて作成したものを使った、あるいは、実際には流盃は行われなかったが、三月三日ということで表現上使った、あるいは、曲水宴は停止だが流盃のみは行われ他の規模を縮小した、などが推測されようか。但

し、最後の推測は可能性が低いであろう。また、詩の方には一切曲水らしき措辞は見えない。

このような例を見ると、先に見た曲水宴にも、流盃がない詩会だけのものがあったのではないかという疑問も生じる。この点については、儀式次第と併せて後述する。

○寛弘二年三月三日

金危〈物忌/御燈〉。内に作文の事有りと云々。

（『御堂関白記』寛弘二年三月三日）

三日であるが、曲水と記されるわけでもなく、前年と同じく流盃の行われない詩会であった可能性もある。

一条朝の曲水宴については、他に『本朝麗藻』に次のようが例もある。

三月三日侍宴同賦間柳発紅桃応製〈以春為韻〉　藤原伊周

三日花朝和暖辰　三日花の朝和暖の辰
紅桃間柳発粧新　紅桃柳に間り粧を発すること新たなり
烟濃纔透綏山月　烟濃かにして纔に透きたり綏山の月
黛動半蔵曲水春　黛動きて半ば蔵れたり曲水の春
碧玉簾中裁錦妓　碧玉の簾中錦を裁つ妓
青羅帳後挙燈人　青羅の帳後燈を挙ぐる人
震遊如旧群臣醉　震遊旧の如く群臣醉ふ
醉意詠歌魏代塵　醉意詠歌す魏代の塵

（『本朝麗藻』巻上・1）

伊周の活躍時期から推して、一条朝の曲水宴だと考えられる。注意されるのは詩題に「侍宴」と記されることで、前述した通り、「侍宴」の語は〈公宴〉にしか記されず、この曲水宴のような〈密宴〉では使用されない。しかし、一条朝では〈公宴〉〈密宴〉に限らず「侍宴」の語が用いられており、宮廷詩宴の性質が変容していることを示しているのである。[25]

一条朝以後、宮廷詩宴としての曲水宴については以下の二例が見える。

○寛仁二年三月三日

密宴。題に云はく、桃岸上の霞と為る。

（『日本紀略』寛仁二年三月三日）

○長元四年三月三日

御燈。禁闈密宴有り。桃源皆寿考。東宮詩会。題に云はく、桃花醉歌を助く。

（『日本紀略』長元四年三月三日）

中納言来りて云はく、去る夕内に御作文あり。上達部祗候す。已に今日に及ぶと云々。一昨日頭の弁云はく、作文有るべき由、仰せて関白に遣はさる。奏せしめて云はく、明後□（日カ）御読経なり。余興尽きず翌日に及ばば如何。若し猶ほ行はるべくんば、日中宜しかるべき歟。抑も叡慮在るべし、てへり。甘心の気無し、てへり。関白奏せらる、□尤も然るべし矣。

（『小右記』長元四年三月四日）

長元四年の例では、『小右記』に、関白頼通が天皇の作文

開催の意志を聞いて、御読経に影響が及ぶことに憂慮している様が記されている。ここでは、「作文」としか記されておらず、流盃を伴う曲水宴が行われた可能性は低い。

四、曲水宴次第略注

平安朝の曲水宴は〈密宴〉であるが、『西宮記』（恒例第二・三月・曲水）に儀式次第が載せられている。その次第に略注を施す。概要と本文を掲げ、＊以下に注記する

1　天皇出御。

出御。

＊場については『西宮記』に記載はないが、二節、三節で概観した資料によれば、明記される場合は、天皇の常の御在所である。恐らく、場を明記していない時も、常の御在所、多くは清涼殿で開かれたと考えられる。

2　王卿召しにより参上。

王卿参上。

＊王卿の座について、『西宮記』には規定がないが、公卿等は、康保三年には「左兵衛督源朝臣（兼明）・朝成朝臣等を召して、東の簀子に候せしむ」（『西宮記』）、「亦公卿に座を給ふ。臨時の祭の儀の如し」（『北山抄』）とある。なお「臨時祭の儀の如し」とは『天徳闘詩』に「清涼殿孫廂に御倚子を立つ。……王公卿士簀子敷、臨時祭の如き也」とあるのと同様である。文人は、康保三年に「御書所人等及び殿上文人・蔵人所の文章生等を召す。仙花門自り入りて御溝辺の座に就く〈殿上人の座溝の西、自余溝の東〉」（『西宮記』）、「文人座を御溝辺に設く〈殿上人溝の西に在り、自余東に在り〉、式部大輔直幹及び殿上の文人・蔵人所の文章生・御書所学生已上、仙華門自り入りて着座」（『北山抄』）と見える。なお仙華門から文人が参入するのは清涼殿の詩宴では通例である。文人の座は清涼殿の御溝辺に設えられている。清涼殿の御溝を曲水に見立てているのである。文人の中でも殿上の文人が西で、地下の文人が東であるのは、もちろん西側が天皇の位置（清涼殿東孫廂）に近いからである。

3　紙・筆を置く。

次、紙筆を置く〈文台〉。

＊文台に紙筆を置くということであろう。このままでは文台に置くことになるが、疑問である。あるいは献題用の紙筆であろうか。

4　献題。

①詔があって献題。

勅有りて題を献ぜしむ。

②上卿が博士を召して献題を命ず。

上卿当座の一博士を砌下に召して仰す。公卿の博士有ら

ば、本座に在り乍ら、上卿これに仰す。

＊砌下に召すのは、上卿は殿上にいるが、博士が文人中におり、文人の座が庭中にあるからであろう。公卿に博士がいれば、元の座にいながら、上卿が命じるという。「本座」とは上卿の座であろう。公卿でなければ地下に博士はいるので、庭を向いて命ずるが、公卿であれば同じく殿上にいるので、上卿はその場を動かずに命ずるのであろう。

③博士、題を書いて上卿に献上。

即ち題を書きてこれを進る。

＊博士が題を上卿に献上する。3の紙筆を用いるか。

④上卿、笏を挿んで題の入った筥を捧げる。

上卿笏を挿みて筥を捧ぐ。

⑤御覧を経て、題を返す。

進て御覧を経て返し給ふ。

⑥別に一通を書いて奉る。

別に一通を書きて奏進す〈上卿空筥を以て座に復す。若し韻を付すことあらばこれを付す。後に重ねて奏覧す〉。更に一通を書きて文人の座に給ふ〈題を給ふ次、序の事を仰す〉。

＊別に一通を書くのは、清書であろう。割注には、上卿が空の筥を持って座に戻ること、さらに一通を書いて文人の座に給うこと、題を給う時ときに序者を命ずることが記される。内宴、重陽宴では、王卿以下にも題が下されているが（『北山抄』等を参照）、この曲水の次第ではそれがない。あるいは、公卿は詩を詠まないことが前提となっているのだろうか。先に文人の座でも述べたように、文人は庭におり、公卿は殿上にいる。また文台は庭にあると推測されるが、重陽宴では、殿上の侍臣の文台は殿上に、文人のは庭にあり（『儀式』）、内宴では共通だが、紫宸殿の北簀子にある（『北山抄』）。これらは、公卿でも献詩を行うことが前提とされている故に、殿上にも文台が置かれるのであろう。花宴では庭にしか文台はないが、公卿の中で献詩を行うものは、庭の文人の座に列することになっている（『新儀式』）。曲水もこの例に近い。原則として献詩する文人は庭におり、公卿は献詩を行わないのであろう。

5

三献。

肴物を給ふ。三献。

＊曲水宴における酒については、羽觴を流すことが著名である。例えば、応和元年には、「釣殿に御す。觴を泛べ水に流す。侍臣をして飲ましむ。公卿・侍臣詩を献ずと云々」（『北山抄』）とあり、侍臣が流盃を飲む。康保三年には「公卿已下即ち盃を溝水に流す。文人等これを飲む」（『西宮記』）とも見える。『西宮記』儀式

文には、この流盃のことが見えない。この点は留意すべきであろう。なお、後述する。

6 音楽

音声を発す〈勅有り〉。

7 披講

①献序の後、上卿の命令で少将が文台を取る。

献序の後、文台を取る〈上卿仰に依りて少将を召して取らしむ〉。

②少将二人が燭を取る。

少将二人燭を秉る。

＊講師が詠む懐紙を照らすのであろう。

③諸卿、御前の辺に近づく。

諸卿御座辺に候す。

④講師を召す。

勅有りて講師を召す。

⑤上卿は、筥の蓋を伏せて御前に置き、序を開く。

上卿筥の蓋を伏せて御前に置く。先づ序を披く〈御前に向く〉。

⑥下位の者の作から文を開き、詩を読む。

次々下臈自り始め、文を展きこれを読む。

⑦御製がある場合。

上卿気色を候ひ、御製を給はる〈臣下の文を撤し、これを置く〉。講師或は相替りて御製を読む〈仍座を立たんとす。仰有る時、座に復す〉。御製を読み了りて、上卿御製を取る。

＊上卿は天皇の様子を窺って、御製を賜る。その際、臣下の作は撤収して御製を置く。講師は交替する場合もある。御製を読み終わると上卿は御製を取る。

⑧諸卿、座に復す。

諸卿本座に復す。

8 賜禄

或は禄有り。

五、諸問題

注解の中でも触れたが、曲水宴についてさらに検討すべき問題がある。ここでは二点を取り上げる。

先ず第一に、曲水宴の特徴である、曲水に羽觴を流し飲酒するという行為は常になされていたのかという点である。

そもそも、曲水宴という名称にしても、曲水に羽觴を流したことに関わる。それだけに曲水宴といわれる以上は羽觴を流していると考えるべきだが、そうとはいえない例もある。

例えば、前述した寛弘元年の例では、詩序で曲水の故事を詠んでおり、詩序だけを見ると曲水宴が行われたように見えるが、『権記』によれば曲水は停止されていた。こうした例があると、それ以外でも曲水宴としてではなく、三月三日という理由で「曲水宴」と呼ばれただけの詩会もあったのでは

ないかと思われるのである。村上朝天徳三年、応和二年、寛弘二年などの記録には曲水が設けられたことが明記されず、単なる詩会であった可能性もある。この点に注意するのも、前節で見た『西宮記』の次第に流盃が記されないからである。

『西宮記』に流盃が書かれていない理由について、菅原嘉孝[26]は「『西宮記』成立までに、飲酒の式法が確立していなかったのではなかろうか」と推測し、また、「このような演出があるにもかかわらず、実際には無理もあったであろうし、詩を作りながら急いで盃を取るということは、煩わしかったと考えられる。それ故、高明はあえてそこに文学的表記をさけ、その場面を明記しなかったのではないかと考えられる」と述べる。「文学的表記」という意図はよく分からないが、記録に見える羽觴の確例は、平安前期でいえば、応和元年、康保三年、寛弘四年にしか確認できない。菅原が指摘するように、式法が確立していなかったといえなくもない。しかし、曲水宴は羽觴を流すことに特徴があるのだから、当初から流盃は行われていたと考えるべきであろう。従って、ある程度の式法も定められていたと推測される。また、村上朝の曲水宴においては、流盃が記される場合もあればそうでない場合もある。『西宮記』に流盃の次第が記されないのは、当時の曲水宴が、流盃を伴わない詩会として行われていたことが影響しているのではないだろうか。流盃が明記されるのは、村上朝前半では一度しか確認できない。流盃が記されないことからすれば、村上朝の曲水宴は、曲水と明記されながら、当初通常の御前詩会として開かれていた可能性が高いように思うのである。

第二に、羽觴が来る前に詩を詠むという説について考察を加える。

曲水宴については、次のような説明がある。

上流から盃を流し、その盃が自分の前を流れすぎないうちに詩歌を詠じるというもの。[27]

しかし、このことについては、疑問がある。次のような例が存するからである。

曲水会有り。……辰時許大雨下る。水辺座を撤す。其の後風雨烈しく、廊下の座に雨入る。……新中納言（忠輔）・式部大輔（輔正）両人題詩を出だす。式部大輔、流に因りて酒を汎ぶを出だす。これを用ふ。申時許天気晴る。水辺座を立つ。上（土カ）居を下り、羽觴頻りに流す。唐家の儀を移す。衆感懐。夜に入りて上に昇る。右衛門督（斉信）・左衛門督（公任）・源中納言（俊賢）・新中納言・勘解由長官（有国）・左大弁（行成）・式部大輔・源三位（則忠）、殿上地下文人廿二人。

四日辛巳。文成る。流辺に就きて清書。……詩を講ず。……

（『御堂関白記』寛弘四年三月三日）

道長邸で行われた曲水宴であるが、水辺に座を設え、羽觴を流している。これについて「唐家の儀を移す」と説明する

が、翌日に至って「文成る」と詩が完成し、その後恐らく献詩されたと考えられる。この経過からは、羽觴が来るまでに詩を完成させたとは考えにくい。「申時」から羽觴を流し、完成が翌日というのでは、あまりにも間隔が空きすぎていないだろうか。しかも、詩が完成した後、「流辺に就きて清書」というのだから、詩を詠んだのは、水辺ではなかったことになる。恐らく「夜に入りて上に昇る」時に、文人も水辺から離れたのではないだろうか。そして、詩を賦し、水辺に戻って清書したと考えられる。羽觴が来るまでに詩を詠むという通説と反している事例だといえよう。すなわち、流盃と賦詩は別々の次第であると推測されるのである。

次の例は、寛治四年師通邸での曲水宴である。[28] 流盃、賦詩の部分を中心にあげれば以下のようになる。

十六日〈曲水宴儀〉。……上達部以下着し了ぬ。又文人の座此の如し。定まりし後、酒盃泛べ流し来る。知家朝臣を召して、盃を取りこれを奉る。民部卿能遠これを奉る。文人・随身等これを取りて飲むと云々。式（或カ）は豪飲と云々。……左府仰せて云はく、献題せしむべき由を仰す。居乍ら微音に称唯す。了りて題を書きて進ず。……左府序者の事を仰す。……了りて管絃具を召す。諸大夫持参す。各の人々の前に置く。……日入る程管絃了ぬ。……一献を具ふ。了りて又絃管を召す。二献頭弁盃を勧む。三献参議公定。菓子等居う。……了りて小燈台を立て、硯蓋を置く。次円座を置く。人々これに献る。序者これを挙（奉カ）る。文人候（衍字カ）長押下に進み候す。講師進みて着座〈序者装束、講師装束〉。読み了りて殿下孝言朝臣を召す。……

（『後二条師通記』寛治六年三月十六日）

『中右記』にも同日の記録が残る。これを見れば、文人が座に就いた後、盃が流され文人が飲む。そして献題、音楽、三献があり、その後に文台が置かれ、人々は詩を献上するのである。

流盃の後に献題がなされたことが確認できる。通説では、流盃が来るまでに詩を詠まなければならないのだが、この時点では、題がまだ献上されておらず、賦詩は不可能である。すなわち、この記事も、流盃が来るまでに詩を詠むという通説に反しているのである。[29]

以上は臣下邸第の曲水宴であるが、宮廷詩宴とまったく違う次第であるとは考えられない。恐らく、宮廷詩宴でも、流盃と作詩は別途の次第であったと推測される。例えば、前掲応和元年の曲水宴の記録を再びあげれば次の通りである。

応和元年三月三日。釣殿に御す。觴を流水に泛べ、侍臣をして飲ましむ。公卿・侍臣詩を献ずと云々。

（『北山抄』巻三・拾遺雑抄上・花宴事）

侍臣が流された盃で酒を飲んでいるが、これは水辺に侍臣の座が設けられていたことを示そう。この曲水宴では、侍臣

も公卿も詩を献じているのだが、公卿は水辺で飲酒を行っていない。この点で少なくとも公卿については盃が来るまでに詩を詠まねばならないということにはならない。この記録は、道長邸、師通邸の曲水で、流盃と賦詩が別途の次第であったことと矛盾しない。僅かな記録ではあるが、恐らく、侍臣の飲酒が終わってから、公卿・侍臣の賦詩が行われたと推測される。

他に状況証拠的な理由を加えれば、曲水宴関係の詩文に、羽觴が来るまでに詩を詠まねばならないという表現が、まったく見えないということもある。これが重要な要素であるのなら表現されてもおかしくないはずだが、曲水を「巳字」と表現したり、羽觴が詠まれたりはするものの、羽觴が来るまでの賦詩については詠まれない。次のような例もある。

不憚流水急　流水の急なるを憚れず
唯恨盞遅来　唯盞の遅く来るを恨むのみ

（山田三方「三月三日曲水宴」『懐風藻』54）

早く羽觴に来て欲しいということであり、来るまでに詩を詠むのなら、このような心情を持ち得るであろうか。

通説にいう、羽觴が来るまでに詩を詠むという方法は、管見では『公事根源』から見出せるが、平安朝の記録を見る限り、この通説には疑問が残る。

六、盃が来るまでに詩を賦すという説と王羲之「蘭亭集序」

前節で疑問を呈した、盃が来るまでに詩を賦すという曲水宴の通説は、どこに由来するのであろうか。具体的な根拠をいまだ見出していないが、現代の辞典類に「一觴一詠」という項目がある。いくつかの四字熟語辞典にも見えるが、「①酒を飲みながら詩を吟じて楽しむ。觴は杯②酒杯の流れて来る間に、上流に座した者から順次に一首の詩を作って一杯の酒を飲むからいう。王羲之、蘭亭集序「――、亦足三以暢二敍幽情一」（『新明解漢和辞典　第三版』昭和六十一年）と説明される。②に記されるのが通説の理解である。そしてそれは、王羲之の「蘭亭集序」に由来するという。王羲之「蘭亭集序」の当該部分は次のようになっている。

此の地、崇山峻嶺、茂林修竹有り。又清流激湍の、左右に映帯する有り。引きて以て流觴の曲水と為し、其の次に列坐す。糸竹管絃の盛無しと雖も、一觴一詠、亦以て幽情を暢叙するに足る。

（『晉書』巻五十・王羲之伝）

蘭亭周辺の光景を述べ、「清流」を引いて「流觴」を流す「曲水」とし、岸辺に参加者が順次座り、「一觴一詠」したというのである。この「一觴一詠」が通説の根拠となっているようなのだが、いくつかの注釈書・訳書の解釈を参照すると、「一杯の酒ごとに一首の詩」（『中国古典文学大系23　漢・魏・六朝・唐・宋散文選』平凡社・昭和四十五年）、「一杯の酒を飲んでは一首の詩を作って」（『新釈漢文大系　古文真宝（後集）』明治書院・昭和六十年）、「一杯の酒一首の詩」（『六朝詩人伝』

大修館書店・平成十二年)、と理解されている。一杯の酒を飲むごとに一首の詩を詠ずという内容でほぼ統一的理解がなされているようである。この表現が盃が来るまでに詩を賦す次第の根拠となっているのであろう。しかし、この「一觴一詠」は通説のように解釈できるのであろうか。諸注は、「一觴」を一杯の酒、「一詠」を一首の詩と解し、殊に両大系ではそれを時系列上に並べて解釈しているが、果たして正確な理解なのであろうか。

「一…一…」の用法については、小島憲之に言及があるが、[39]あるいは、…あるいは、…の意である。

支道林、孫興公に問ふ、君、許掾に何如。孫曰く、高情遠く致すは、弟子蚤已に服膺す。一吟一詠、許将に北面ならん。

(『世説新語』中巻・品藻・54)

支道林(支遁)が、孫興公(孫綽)に、許掾(許詢)と比べてどうかと尋ねると、孫綽が、「高情」については敬服しているが、「一吟一詠」については、許詢は私に頭が上がらぬだろうと答えた話である。「一吟一詠」は詩文の吟詠をいうが、詩文を吟じて詠ずであるとか、詩文を吟じるたびに詠じるの意ではなく、詩文を吟じたり詠じたりするの意である。我が国の例をあげれば、

遊子吹笙乗甲夜　遊子笙を吹きて甲夜に乗ず
一長一短悩人情　一長一短人情を悩ましむ

(藤原冬嗣「和菅祭酒秋夜途中聞笙之什」『凌雲集』31)

これは笙の音をいうが、長く吹いて短く吹くとか、長く吹くたびに短く吹くの意ではなく、長く吹いたり短く吹いたりするの意である。

以上のように「一…一…」は、…するたびに…するとは解釈できない。つまり「蘭亭集序」の「一觴一詠」も、酒を飲んだり詩を詠じたりするの意であって、盃が来るまでに詩を詠ずという意には解釈できないのである。なお、「一觴一詠」の例は「蘭亭集序」以外には見出しにくいが、菅原文時「暮春藤亜相山庄尚歯会詩」(『本朝文粋』巻九・246)に

未だ此の会の、首の上皆霜にして、胆中共に露はし、進みては王道を樵路に談じ、退きては風情を雲心に混じ、一觴一詠、其の間に性を養ふに若かざるなり。

とある。詩題にある通り尚歯会の詩序なので、「一觴一詠」を、盃が来るまでに詩を詠ずと解することはできない。酒を飲んだり詩を詠じたりして「性を養ふ」というのである。

「蘭亭集序」も同様に解すべきであろう。「一觴一詠」は、通説にいう、盃が来るまでに酒を飲むという内容ではなく、一方では酒を飲み、また一方では詩を詠じつつ、「幽情」を「暢叙」すると解釈すべきではなかろうか。

つまり、「一觴一詠」の表現は、通説のような内容を示さないということである。そもそも、前掲『中国古典文学大系』等の諸注釈は「一杯の酒ごとに一首の詩」と解釈していたが、たとえその理解が正当であったとしても、それは、一

杯の酒を飲んで一首の詩を詠むということで、盃が来るまでに詩を詠むという内容は含まれないはずである。その点でも、この部分を通説のように解釈することはできないのである。

それでは、我が国において『公事根源』に見えるような通説はどのように形成されたのか。「蘭亭集序」の「一觴一詠」の解釈がいつ頃から通説のようになったかということが問題になるだろうが、この点に関しては、結論付けるほどの資料を収集していない。また、これ以上は本論の趣旨からあまりにも離れる。今後の課題としたい。[31]

おわりに

平安朝の曲水宴について論じてきた。曲水宴は、当初節会であり〈公宴〉であったが、平城朝に停止され、宇多朝で復興するものの、〈密宴〉としてであった。また、曲水宴といいながら、曲水に羽觴を流すことをせず、単なる御前詩会として行われた場合もあった。

いくつか通説への疑問も提示したが、資料的な問題もある。今後詩文の検討などによっても検証しなければならないであろう。

注

(1)曲水宴は周知のように中国渡来の行事だが、本稿では中国での行事については論じない。中村喬「三月上巳」(『中国の年中行事』平凡社・昭和六十三年)などを参照のこと。

(2)拙稿「天皇と文壇—平安前期の公的文学に関する諸問題—」(伊井春樹先生御退官記念論集刊行会編『日本古典文学史の課題と方法』和泉書院・平成十六年)など。

(3)倉林正次「三月三日節」(『饗宴の研究〔文学編〕』桜楓社・昭和四十四年、昭和四十一年初出)。

(4)丸山裕美子「假寧令と節日」(『日本古代の医療制度』名著刊行会・平成十年、平成四年初出)。

(5)中村前掲著。

(6)桓武朝の文壇については、拙稿「平安初期の文壇—嵯峨・淳和朝前後—」(未刊行)で論じる予定である。

(7)寛平期の曲水宴については、北山円正「寛平期の三月三日宴」(神女大国文16・平成十七年三月)がある。宮廷詩宴以外をも視野に入れ、詩の表現を辿りつつ、当該期の曲水宴の性格を論じる。多くの資料が重なるが、本稿では、詩の表現については北山論に譲り、詩宴の様相に重点を置く。

(8)山中裕「上巳宴・曲水宴」(『平安朝の年中行事』塙書房・昭和四十七年)。

(9)戸川点「上巳祓(曲水宴)」(阿部猛編『平安時代儀式年中行事事典』東京堂出版・平成十五年)。

(10)北山前掲論文でも、宇多朝の曲水宴が「臨時に催す私的な宴である」と指摘する。

(11)山下克明「平安初期における『東宮』とその所在地について」

（古代文化33―12・昭和五十六年十二月）。
(12)御燈については、西本昌弘「八・九世紀の妙見信仰と御燈」（文学論叢51―4・平成十四年三月）に詳しい。以下の論述もこれに従っている。
(13)西本前掲論文。
(14)『古今和歌集』春上・81菅野高世歌の詞書に「東宮雅院にて桜の花の御溝水に散りて流れけるを見て詠める」と雅院の御溝水の存在が記される。
(15)この点については、拙稿「宇多朝の文壇」（奈良大学紀要30・平成十四年三月）参照。
(16)なお、上巳は、魏には三日に固定される。中村前掲著等参照。
(17)寛平二年の詩でも典薬頭である自分を表に出していた。これは忠臣の官職意識として別途考察すべきか。
(18)甲田利雄「『菅家文草』巻五の含む問題について―『日本紀略』の誤謬及び島田忠臣の没年に及ぶ―」（『高橋隆三先生喜寿記念論集古記録の研究』続群書類従完成会・昭和四十五年）。なお、倉林は『紀略』に従い、寛平三年とし、道真の詩序（『菅家文草』巻五・342）を紹介し、忠臣も参加したことを述べた後、さらに「この日の詩興は旺盛であったとみえ、この題の他に、「上巳日対雨翫花」「就花枝」などの題が出され、二人とも各々応製の詩を作っている」というが、これらは別の時の作であり、三日のものではない。
(19)なお『江家次第』（三月三日御燈事）に「寛平七年御燈日、行幸。曲水宴」とも見える。
(20)拙稿「天皇と文壇―平安前期の公的文学に関する諸問題―」（前掲）。
(21)拙稿「天皇と文壇―平安前期の公的文学に関する諸問題―」（前掲）、「村上朝の文壇」（奈良大学紀要34・平成十八年三月）。
(22)三橋正「由の祓について」（『平安時代の信仰と宗教儀礼』続群書類従完成会・平成十二年、平成九年初出）。
(23)『御堂関白記全註釈　寛弘元年』（高科書店・平成六年）にも指摘がある。
(24)なお、御書所でも詩会が行われている。拙稿「一条朝文壇の形成―重陽宴の変容を通して―」（伊井春樹編『古代中世文学研究論集　第一集』和泉書院・平成八年十月）を参照されたい。
(25)拙稿「天皇と文壇―平安前期の公的文学に関する諸問題―」（前掲）。
(26)菅原嘉孝「摂関期における曲水宴について」（風俗29―3・平成二年九月）。
(27)戸川点「上巳祓（曲水宴）」（前掲）。
(28)なお、この時の詩は、すべてが伝存する。後藤昭雄「『中右記部類』巻二十八紙背漢詩をめぐって」（『平安朝漢文文献の研究』吉川弘文館・平成五年、昭和五十九年初出）。
(29)『中右記』によれば、題が下された後、流盃が再び行われている。

其後被レ下レ題〈白唐紙書レ之〉。次召二管絃具一〈諸大夫五位役送〉。各置二所役人前一。内大臣〈琵琶〉、民部卿〈拍子〉、三位中将〈笛〉、予〈笙〉、有賢〈和琴〉。先吹二双調一。于レ時楽人〈着二衣冠一〉七八人許、棹二軽舟一付レ岸、聊合奏〈安名尊、桜人、席田、鳥破急、春鶯囀、春庭楽〉。此間源大納言参来着二庭前座一。次平調〈青柳、庭生、万歳楽、五常楽急〉。羽觴屢流、人々令レ飲。船楽退出。

この二度目の流盃で觴が来るまでに詩を詠んだと考えられないこともないが、この前後は、内大臣以下が楽器を奏し、楽人が舟に乗って合奏し、そして流盃があり、船楽退出という次第であるから、恐らくこれら音楽に携わった人々への流盃だと理解すべきであろう。

(30)小島憲之「萬葉集の文字表現」(『上代日本文学と中国文学中』塙書房・昭和三十九年)。

(31)管見では、曲水の賦詩を通説のように解釈する中国での確例を見出していない。例えば、『大漢和辞典』は「曲水宴」の項目で「昔、三月三日に文人等が曲折した流水に盃を流し、詩を賦して遊び、流した盃が己の前を過ぎない間に詩を賦し、其の盃を取って、酒を飲んだ風流の遊事」と説明する。『漢語大詞典』では「曲水」の項目で「古代風俗。于農曆三月三日上巳日(上旬的巳日、魏晉以后始固定為三月三日)就水浜宴飲、認為可祓除不祥、后人因引環曲成渠、流觴取飲、相与為楽、称為曲水」(原文は簡体字)とある。前者は我が国の通説であるが、後者=中国での説明では、盃が来るまでに詩を賦すという理解は示されない。

(たきがわ・こうじ　奈良大学助教授)